

自動車リサイクル法に基づく変更届出・廃業等届出時の提出書類一覧(解体業者・破砕業者用)

個人、法人の区分 変更事項等 提出書類	廃業等	個人				法人			個人・法人共通			
		氏名、住所	未成年者である場合の法定代理人の氏名、住所(法定代理人が個人の場合)	未成年者である場合の法定代理人の氏名(法定代理人が法人の場合)	未成年者である場合の法定代理人の氏名、住所、代表者の氏名(法定代理人が法人の場合)	名称、住所、代表者の氏名	役員の名、住所	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名、名称、住所	事業所の名称及び所在地	本支店代表者や契約締結権限のある使用人の氏名、住所	事業の用に供する施設の概要	標準作業書の記載事項
解体業者変更届出書(様式第七)又は破砕業者変更届出書(様式第十一)		●	●	●	●	●	●注4	●	●	●注4	●	●
廃業等届出書(別記様式第1号)	●											
欠格要件に該当しないことを誓約する書面		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
住民票の写し(本籍(外国人にあつては、国籍等)が表示されたもの)(注1)		●	●		●		●	●注2		●		
成年被後見人等に関する登記事項証明書(注1)		●	●		●		●	●注2		●		
法人の登記事項証明書(注1)				●	●	●	●	●注3				
定款又は寄附行為				●		●						
株式数又は出資額を記載した書類								●				
施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取り図									△		△	
施設の所有権又は使用権限を証する書類									△		△	
標準作業書の該当部分の写し												●
廃業等した事業者と届出者との関係を証する書類	○											
廃業等の事実を証する書類	○											

△:事前協議を要する場合は不要

○:前橋市長が必要と認める場合に、必要な書類。

注1:住民票の写し、成年被後見人等に関する登記事項証明書、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)については、変更届出日前3月以内に発行された原本で、かつ現在の状況が記載されたものとする。

注2:個人株主等の場合に必要。

注3:法人株主等の場合に必要。

注4:新旧対照表を添付。